



令和7年度実施事業
募集要項

Motto おび広がる プロジェクト

応募締切

令和6年9月30日（月）

公開プレゼンテーション

令和6年11月30日（土）

事業実施期間

令和7年4月1日～

令和8年3月31日



❖お問い合わせ先はこちら❖

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所3階

電話：0155-65-4130 F A X：0155-23-0156

メール：active@city.obihiro.hokkaido.jp

目次

1. 事業の概要	3ページ
2. 対象となる団体	3ページ
3. 対象となる事業	4ページ
4. 対象とならない事業	4ページ
5. 補助金交付額（申し込み区分と上限額）	4ページ
6. 対象となる経費	4ページ
7. 対象とならない経費	5ページ
8. 活動保険について	5ページ
9. 事業の応募締切と事業実施期間	5ページ
10. 申し込み方法	6ページ
11. 選考方法	6ページ
12. 審査基準	7ページ
13. 申し込みからの流れ	8ページ
14. Q & A	9ページ
15. 帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱	10ページ

1. 事業の概要

帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業（Motto おび広がるプロジェクト）は、「自分たちの手で暮らしやすいまちにしていこう」というみなさんの思いを、さらに発展させ、よりよい地域づくりを行うため、市民と行政がともに取り組む活動の初動期の支援をすることで、新しい活動が生まれ、市民協働のまちづくりが広がることを目的としています。

市民の皆さんが高めてきた知恵や技術、経験、行動力を活かし、地域で活動する町内会やボランティアグループなどの市民団体等が、地域の課題を自ら解決し、広く市民のためになる事業に対して補助金を交付します。

【事業の特長】

- ・ 補助金による市民提案型の活動への支援
- ・ 市からの情報提供や広報などによる事業の周知の支援
- ・ 市民と行政との協働をすすめるためのきっかけづくり

2. 対象となる団体

以下の条件を満たす町内会やボランティアグループ、NPO 法人などの市民団体等で、市と協働して事業を実施でき、かつ事業効果等の報告を行うことができる団体が対象です。（ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体を除く。）

（1）帯広市内に活動拠点がある、または市内で活動していること。

（2）構成員が5人以上であって、そのうち2人以上が市民（市内に在勤、在学している人を含む）であること。

※団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が市内にあれば対象となります。

1つの団体での 応募も OK

町内会・ボランティア
グループ・NPO 法人
など

複数の団体（協議体） での応募も OK

町内会・ボランティアグル
ープ・NPO 法人など
複数の団体

さらに企業・事業所 との連携も OK

町内会・ボランティアグ
ループ・NPO 法人など
＋
企業・事業所

3. 対象となる事業

市民生活の向上につながり、かつ、市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待されるものです。ただし、既に定期的、継続的に取り組まれている事業は原則として対象になりません。

また、帯広市内で実施する事業であることが原則ですが、帯広市以外で実施する場合でも、帯広市民が容易に参加できると認められるときは対象とします。

4. 対象とならない事業

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 市民団体等が日常的に取り組んでいる事業
- (4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けている事業
- (5) 政治活動や宗教活動を目的とした事業

5. 補助金交付額（申し込み区分と上限額）

- (1) スタートアップ部門（1 団体につき上限 10 万円）
 - ・・・市民団体等が、高い意欲のもと、自らのアイデアを活かしてまちづくりに試行的に取り組む事業。
- (2) ステップアップ部門（1 団体につき上限 20 万円）
 - ・・・まちづくりにつながる活動や、身近な地域の活性化、地域課題の解決を図る地域貢献などの事業。ただし、これまでに活動実績のある市民団体等による事業。

※単年度限りの補助とします。ただし、ステップアップ部門については、事業内容を発展させ、課題解決に継続して取り組むものとして適当と判断される場合は、同一団体につき 2 回まで交付を受けることができます。

6. 対象となる経費

補助の対象となる経費は、以下の通りです。

- (1) 会議費
資料作成、通信費など
- (2) 研修費
講師謝礼、受講参加費など（団体の構成員に対する謝礼は、対象外）
- (3) 備品購入費
パソコン、プリンター等の事務機器費など
- (4) 印刷費
チラシ、ポスター作成など

(5) 活動拠点費

光熱水費、賃借料など（恒常的に使用する事務所の家賃等は、対象経費とはなりません）

(6) 施設使用料

イベント開催に係る会場使用料

(7) その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの

（対象経費になるかどうかについては、個別に経費の内容を審査します）

●補助金は、市民の皆様の税金の一部です。団体の創意工夫により、効果的にご活用いただくようお願いいたします。

7. 対象とならない経費

次の経費は補助の対象から除きます。

- (1) 人件費（事業実施のために雇った活動スタッフ等）
- (2) 食糧費（食事、弁当、茶菓子など。会議の来客用も不可）
- (3) その他補助事業に直接関係のない経費及び適当でないと認められる経費

8. 活動保険について

市民が安心して団体が行う事業に参加できるよう、活動保険に加入し事業に取り組んでください。

◆ボランティア活動等を対象とした保険制度の例

- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会「ふくしの保険」
- ・財団法人 スポーツ安全協会
- ・その他、民間の保険会社にもボランティア活動やイベント用の保険商品がありますので、各保険会社や保険代理店でお尋ねください。

9. 事業の応募締切と事業実施期間

応 募 締 切：令和6年 9月30日（月）

公開プレゼンテーション：令和6年11月30日（土）

採 択 決 定：令和7年 4月 1日

事業実施期間：令和7年 4月 1日から令和8年3月31日まで
(2025年) (2026年)

10. 申し込み方法

本事業へ申し込みをする場合は、事前に市民活動課にご相談ください。

執務時間 月曜日から金曜日 8:45 から 17:30 まで（祝日を除く）

- ◆ご相談・申請書類の提出については、担当職員が受付をしますので、事前にご連絡ください（メール等可）。また、執務時間外しか時間が取れない場合もご相談ください。
- ◆帯広市ホームページ内で、これまでに実施された【**Motto おび広がる フロジェクト**】のまちづくりの取り組みを紹介していますので、活動の参考にご覧ください。
- ◆市民活動アドバイザーによる市民活動相談を、帯広市市民活動交流センター（帯広市西4条南9丁目北海道新聞社帯広ビル1階）の、月・水・金曜日 13 時～17 時に行っています。活動の幅を広げよりよい活動を提案するためにご活用ください。

◆申し込みに必要な書類

- ①【**Motto おび広がる フロジェクト**】令和7年度実施事業申込書
- ②定款・規約・会則等の写し（作成している団体のみ）
- ③これまでの活動内容がわかる会報やパンフレット、写真など
（ステップアップ部門のみ）
- ④講師の経歴等がわかる資料（講師に係る経費がある場合のみ）

11. 選考方法

提出していただいた書類及び応募者による公開プレゼンテーション（事業説明・質疑応答等）を、市民団体等の代表や経験者など公募によって市民から選ばれた審査選考委員が審査のうえ、採択または不採択を決定します。採択にあたっては、審査選考委員会から付帯意見や指示事項の条件を付する場合があります。

その後、市長が審査選考委員会の報告に基づき予算の範囲内において補助対象事業を決定します。審査内容や予算により、要望額と同額で交付決定されない場合もあります。

◆公開プレゼンテーション

実施時期：令和6年11月30日（土）

公開プレゼンテーションは、市民に広く公開して行われ、提案動機・事業内容・事業効果を中心に発表していただきます。プレゼンテーションは、スクリーン、説明資料、模造紙、ホワイトボードを使用するなど、方法や様式は自由です。発表自体の技量は審査の対象ではありません。また、団体相互の交流や活動のPRができる機会です。どなたでもご覧いただけますので、お友達などをお誘いいただき多くの方のご参加をお待ちしています。

発表時間は、応募団体数に応じて、概ね5～10分間を予定しています。

※この事業において、団体から提出された応募書類や実施報告などにより市が知り得た情報及び審査選考結果は、必要な範囲において市が広報紙やホームページなどで公開することがあります。

12. 審査基準

次の観点から審査選考を行います。

(1) 公共公益性

- ・多くの市民や地域、社会に幅広く貢献する事業であるか。

(2) 事業実行性

- ・市民ニーズや地域・社会の課題を的確に分析し、その解決につながる事業であるか。
- ・実施体制、スケジュール、経費の積算等が適正であるか。

(3) 先駆独創性

- ・市民団体等の持つ専門性・柔軟性等の特性を活かしたこれまでにない取り組みであるか、または新たな視点・発想から提案されているか。

(4) 協働波及性（効果）※ステップアップ部門のみ

- ・市民団体等と市が協働することで市民に質の高いサービスが提供でき、他の地域に広まることが期待できる事業であるか。
- ・多数の市民の参画を得たり、地域内連携によって実施する事業であったり、地域力を高める上で効果的か。

(5) 発展継続性（将来性）※ステップアップ部門のみ

- ・市民や他の市民団体、企業などとのネットワークを広げ連携していく視点や、専門的なノウハウの蓄積などに意欲があり、将来にわたって活動の継続が見込めるか。
- ・適切な受益者負担を求めたり、協賛金を募ったりするなど、将来自立に向けた資金面の工夫等が見られるか。

◆審査選考の配点

審査選考委員は審査選考基準に基づき 1～5 点の 5 段階による点数評価を行います。各審査選考委員の配点は各項目につき 5 点とし、一人の持ち点は 5 項目×5 点＝25 点満点です。審査選考委員がつけた点数については、項目ごとの合算値＝合計点と、全ての項目の合算値＝総合点を出します。 ※ただし、委員長を除く。

◆事業採択の基準

次の基準を全て満たしているものが採択事業となります。

【スタートアップ部門】

- ① 公共公益性の合計点が半数以上のもの
- ② 事業実行性か先駆独創性のいずれかの合計点が半数以上のもの

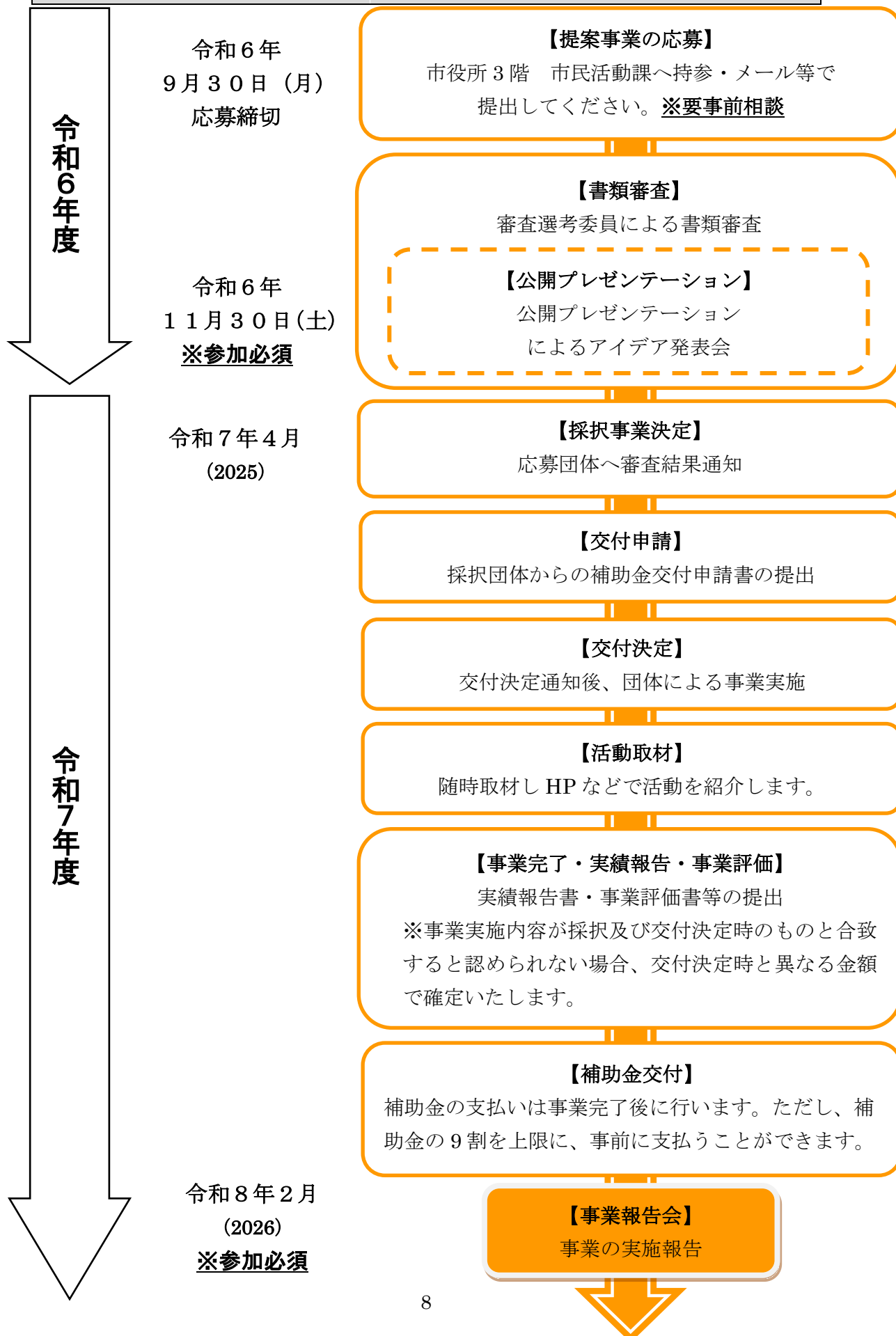
【ステップアップ部門】

- ① 公共公益性の合計点が半数以上のもの
 - ② 総合点が半数以上のもの（例：審査選考委員 6 名の場合、150 点満点で 90 点以上）
- ※ なお、上記を満たしている場合でも、事業実行性の合計点が半数以下の場合、補助額や事業内容等に条件が付される場合があります。

◆審査選考結果の通知

審査の結果は、令和 7 年度における関連予算が帯広市議会で可決され、本事業が確定したあとに文書にて通知します。

13. 申し込みからの流れ



14. Q&A

Q 1 : **【Motto おび広がる フロジェクト】**は、趣味的な内容の事業でも申し込めますか？

A 1 : 趣味的な活動でも、「3. 対象となる事業」に該当する地域の活性化につながる活動であれば応募できます。

例えば、折り紙教室を高齢者の地域交流サロンで行い、高齢者の生きがいづくりにつなげる取り組みや、絵手紙教室を小学校などで行い、手紙を書く楽しさを多世代に伝える取り組みなどが過去の採択事業にありました。

詳しくは、帯広市ホームページ内でこれまで行った事業を紹介していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/chonaikai/shiminkyodo/1006186/index.html>



Q 2 : 新しく団体を立ち上げて応募したいと考えていますが、対象となりますか？

A 2 : 新しい団体であっても「2. 対象となる団体」に該当すれば対象になります。
活動自体が初めての場合、スタートアップ部門への応募が考えられます。

Q 3 : 現在、団体で取り組んでいる事業は提案できますか？

A 3 : 既に団体が日常的に取り組んでいる事業は原則として対象外となります。
しかし、新たな視点や手法などによる事業展開が含まれ、市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待される提案については、対象となる場合があります。

Q 4 : 事業の必要経費が少額でも提案できますか？

A 4 : 各部門の上限額以内であれば、事業費が少額の事業でも提案できます。

Q 5 : イベントを開催するにあたり参加費を徴収する事業は対象になりますか？

A 5 : 対象になります。事業実施に必要な経費の範囲内（実費相当分）であれば参加費を徴収して事業を行っていただいても構いません。また、活動を継続させて自立を目指すためにも、協賛金を募るなど、資金調達を積極的に行ってください。

Q 6 : 協働事業での市の役割分担として、どのようなことをしてくれますか？

A 6 : 補助金による経費の助成だけでなく、イベントのPRや情報発信、情報提供などの支援を行います。市民活動を行う上で困り事があればご相談ください。

Q 7 : 補助金はいつ支払われますか？

A 7 : 原則として事業完了後に、提出される実績報告書等に基づき（領収書の精査後に）支払われます。なお、事業は、令和8年（2026）年3月31日までに事業計画書に記載した活動をすべて完了し、報告書を提出いただく必要があります。外部に発注した物品やサービスなどがある場合は、納品やサービスの提供が完結しており、確定した金額の支払いが完了している必要があります。

○帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱

改正 令和2年3月6日

令和3年8月16日

(目的)

第1条 この要綱は、幅広い観点から市民団体等が主体的に実施する本市のまちづくりにつながる市民協働の取り組みを支援し、もって市民の知恵と力による「支え合い、助け合い、郷土愛を育むまち」の実現を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、前条の目的に資する取り組みを行なうもので、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体を除く。

- (1) 市内に活動拠点を有するか、又は市内で活動していること。
- (2) 構成員が5人以上であって、そのうち2人以上が市民（市内に在勤、在学している者を含む。）であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、市民生活の向上につながり、かつ、当該事業が市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待されるもので、次に掲げるものとする。ただし、地域行事として既に定期的、継続的に取り組まれている清掃や美化、植栽など地域に定着している事業については原則として対象としない。

- (1) スタートアップ部門 市民団体等が、高い意欲のもと、自らのアイデアを活かしてまちづくりに試行的に取り組む事業
- (2) ステップアップ部門 本市のまちづくりにつながる活動や身近な地域の活性化、地域課題を解決する地域貢献などの事業のうち、過去に活動実績のある市民団体等が実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 市民団体等が日常的に取り組んでいる事業
- (4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けている事業
- (5) 政治活動や宗教活動を目的とした事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業に要した経費のうち、補助の対象となる経費は別表のとおりとする。
ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費及び食糧費に相当する経費
- (2) その他補助事業に直接関係のない経費及び適当でないと認められる経費

(補助対象事業の募集と応募)

第5条 市長は、期間を定めて翌年度に実施する補助対象事業を募集するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の募集にあたり、募集要項を定めて公表する。
- 3 補助対象事業に応募しようとするものは、前項の募集要項の定めに従い、申込書類を市長に提出するものとする。
- 4 募集要項には、補助対象事業の申込方法、審査方法、審査基準等を記載する。

(補助対象事業の選考及び決定等)

第6条 市長は、応募のあった補助対象事業を審査選考するため、学識経験者や市民団体等の代表による審査選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、書類審査、応募者による公開プレゼンテーション及び市の関係課との協議を行い、選考結果を市長に報告する。
- 3 市長は、選考結果を受けて、補助対象事業を決定する。
- 4 委員会は、支援事業の実施に必要な事項及び実施結果について助言を行なう。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、学識経験を有する者及び市民活動団体の代表等、7名以内をもって構成し、委員は、市長が依頼する。

- 2 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に、委員の互選により、委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 委員会の庶務は、市民福祉部地域福祉室市民活動課において行なう。
- 9 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ部門 1団体につき10万円以内で市長が定める額とし、単年度限りの補助とする。
- (2) ステップアップ部門 1団体につき20万円以内で市長が定める額とし、単年度限りの補助とするが、事業の継続により翌年度以降に同一事業の応募があったときは、委員会の審査を受け、市長が事業の性格などを考慮し、適当と認めた場合につき補助金を交付できるものとする。ただし、同一団体への交付は2回までとする。

(補助金の交付の申請、決定等)

第9条 補助金の交付の申請、決定等に関する事項については、帯広市補助金等交付要綱(昭和59年告示第152号)に定めるところによる。

(補助対象事業の実施報告)

第10条 補助事業者は、事業の実施結果について市長に報告するものとする。

(補助対象事業の検証)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、事業効果や実施手法などについて検証を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則(令和2年3月6日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月16日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱第8条第1号及び第2号に規定する区分に応じて交付された補助金については、それぞれ改正後の帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱第8条第2号及び第1号に規定する区分に応じて交付された補助金とみなす。

別表（第4条関係）

補助対象となる経費項目	
会議費	資料作成、通信費など
研修費	講師謝礼、受講参加費など
備品購入費	パソコン、プリンターなどの事務機器費など
印刷費	チラシ、ポスター作成など
活動拠点経費	光熱水費、賃借料など
施設使用料	イベント開催に係る会場使用料
その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの	